

医療法人茜会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：男性の育児休業取得の促進及び育児を目的とした独自の休暇制度の創設。

【対策】 令和3年5月～ 育児を目的とした休暇制度についての検討
職員へのヒアリング

令和4年1月～ 休暇制度スタート、職場内への広報

令和5年4月～ 休暇取得者数を会議等で報告、取得者の声を広報誌へ掲載

期間を通じて、男性が育児休暇を取得できることについて啓蒙活動を行う。(社内報、パンフレットでの広報や、職員研修の際にお知らせ等)

目標2：非常勤職員を含む全職員の年次有給休暇取得率を60%以上にする。

【対策】 令和3年4月～ 年次有給休暇取得状況を把握する。

令和3年6月～ 有休取得率が目標数値以下である部署の状況確認

令和3年9月～ 目標数値以下の部署の課題の洗い出し、年次有給休暇取得に向けての取組みの実施。

令和4年4月～ 実績の定期的な確認。

有給休暇取得率 平成29年度 51.9%

平成30年度 55.0%

令和1年度 58.0%